

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第13号

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略  (1)～(5) 略  <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することを いう。 (8) 略 (9) 復職時調整 初任給等規則第35条、職員の育児休業等に関する条例 (平成4年香川県条例第2号) 第7条又は職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年香川県条例第69号) 第9条の規定による号給の調整を いう。 (10) 略  (平成18年改正給与条例附則第5項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員) 第3条 略  (1) 略 (2) 切替日以降に降格をした職員 <u>(3)</u> 降号をした職員 <u>(4)～(7)</u> 略  (平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料の支給) 第4条 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級 <u>(7)</u> 略  (8) 略 (9) 復職時調整 初任給等規則第34条、職員の育児休業等に関する条例 (平成4年香川県条例第2号) 第7条又は職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年香川県条例第69号) 第9条の規定による号給の調整を いう。 (10) 略  (平成18年改正給与条例附則第5項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員) 第3条 平成18年改正給与条例附則第5項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員 <u>(3)～(6)</u> 略  (平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料の支給) 第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替

(1) 略

(2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けている給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3)～(5) 略

2 略

## 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の第4条第1項第2号に掲げる場合に該当することとなった職員に対する公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第6項の規定による給料の支給については、なお従前の例による。

日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額から平成18年改正給与条例附則第5項の規定の例により減じた額を、平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料として支給する。

(1) 略

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の初任給等規則第22条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(3)～(5) 略

2 略